

環境影響評価審査会総会（石の寝屋緑地）議事録

1 日 時：平成14年3月8日（金） 10：00～11：40
場 所 神戸市教育会館 404号室

2 出席者

（1）委 員

藤井会長、遠藤委員、川井委員、北村委員、小泉委員、澤木委員、菅原委員、
田中委員、辻委員、平松委員、別府委員、槇村委員、山下委員

（2）兵庫県

事務局：環境政策課環境影響評価室

関係課：水質課

（3）環境影響評価実施者等

兵庫県都市計画課、公園緑地課、洲本土木事務所

3 配付資料

（1）諮問文写し

（2）環境影響評価準備書（淡路・東浦都市計画緑地1号あわじ石の寝屋緑地）

4 内容

<兵庫県知事（代理：環境局長）より環境影響評価審査会に諮問>

<第1章から第3章まで環境影響評価実施者より説明があった後、審議。主な質疑は次のとおり>

委 員：印象としてはずいぶん整備されてきた、という感じがする。

委 員：ずいぶん改変部分を縮小されましたね。

委 員：園路の法面を緑化されるということだが、断面構造的にコンクリートの法面というのは全く出てこないと考えてよいか。

環境影響評価実施者（以下アセス実施者）：基本的にはコンクリート構造物を使わないことを目標に計画した。特に主園路に法面が生じないようにして修景緑地自体を減らすような計画にしている。どうしても法面が生じる場所は、土羽構造の修景緑地で処置するようにしている。地形的にどうしても土羽でできないところについてはコンクリートで対処した箇所もあるが、そんなに多くはない。

委 員：駐車場に身障者用スペース2台分を増やされたが、園路の平均勾配や最大勾配はどれくらいか。実際駐車場まで来られても車椅子の方が周遊できるようになっているのか。

アセス実施者：今考えているのは、駐車場まで車で来ていただいて、主園路では園内バスで移動できるような交通手段である。副園路は山道である。

委 員：展望施設の色彩等について、「周囲の建築及び構造物との調和」とあるが、具体的にはどういうことを指すのか。

アセス実施者：まだ色まで具体的に決まっていない。第1次審査意見書でも言われたように

淡路島国際公園都市景観デザインガイドライン等に配慮しながら今後計画していきたくて考えている。また、景観の予測のところでも今後説明するが、この施設が際立って見えるというようなことはないと思う。

委員：質問の趣旨としては、こういう公園施設に周囲の建築との調和という配慮が必要なのかと思ったのである。ガイドラインで言うように確かに市街地の中では配慮が必要だが、緑の中にぽつんと展望施設があるような場合には周辺の建物というよりも公園全体の中での景観の調和を考えた方がよいのではと思う。

アス実施者：そのとおりです。

委員：調整池が新たに2つできるということだが、これらの周辺に関しては前から予定されていた調整池のように新たに生物生息空間を創出する計画はないのか。

アス実施者：調整池は全部で5カ所ある。まず長谷川だが、今回増やす3号調整池というのは駐車場の地下に作る予定である。

藤八川調整池については、展望拠点施設のテラスと兼用するような構造でかなり浅いもの、容量で68m³ほどのものを作る予定である。この2つについては生物生息空間の創出を図る計画はない。あとの3つについては生物生息空間の創出を図る計画をしている。

委員：園路の面積が増えているようだが、これはどういう理由か。

アス実施者：概要書では主園路の幅を5m、副園路の幅を2mというふうに考え、それに延長を掛けて1.9haとしていた。

主園路については、以前は園路の幅しか考えていなかったが、今回、改変の幅で定義しないとおかしいということで改変幅の6mにした。延長は短くなっているが結果として0.2haほど面積は増えている。

副園路については以前は改変幅を3mとしていたが、山道を想定して改変幅を2mにした。副園路については地形に合わせて若干延びているので面積は変わっていない。そういうことで園路自体は0.2ha増えている。

さらに四阿や休憩デッキの面積を当初含めていなかったが、園路等に含めたので合計0.4ha増えた計算になっている。

委員：副園路については人が歩く道だということだが、路面はどういう状態になっているのか。

アス実施者：基本的には山道を想定していただいたら良いと思う。

委員：踏み固めた土の道ということか。

アス実施者：ただ、地形にもよるが、よく山道であるように、階段など少なくとも人が安全に歩けるような処置はしたい。

委員：特に舗装などは一切しない、ということか。

アス実施者：舗装するような計画はない。

委員：石の寝ころがり園地の広場は芝生か。

アス実施者：基本的には芝生である。伐採した樹木なども利用し、高木等を園地の中にまばらに植えるような形にしていきたい。

委員：芝生の維持にも農薬は使わないということですね。

アス実施者：農薬は使いません。

委員：事業予定表を見ると、ほぼ 10 年計画になっており、準備期間が平成 15 ~ 17 年と 3 年間もある。本工事は 3 年から 4 年くらいで 18 年からの予定である。これほど先になると p.6 にある国営明石海峡公園や淡路ハイウェイオアシスなどこのあたりは公園銀座のようになる。この計画はほぼ 10 年くらいかかるが、その間に公園と公園の相関などこの計画に何か変更を加えなくてはならないようなことは発生するのか。例えば日仏モニュメントができたときその存在価値を高めるための変更などが将来的に起こりうるのか。これは先のことだから答えにくいだろうが。

ｱｽ実施者：もともとのこの計画自体がいろんな施設をつくって整備するようなものではないのでこの計画を通していきたいと思っている。当然他の施設との連携も図っていく。

準備期間というのは、用地の買収に時間がかかるということである。概要書の段階ではこの辺が不明確であったが、今回は準備期間を明確にし、工事期間を 4 年に設定した。

また 6 章で詳述させてもらうが、p.13 の事業予定表で書いてあるように計画区域でサシバの営巣が確認されたことから、毎年サシバの調査を行い、もしサシバの営巣が確認された場合は工事はその間中止する予定にしたため若干工事期間を長く想定した。

< 第 4 章、第 5 章の説明後、審議。主な質疑は次のとおり >

委員：石の寝屋古墳というのはどんなものか。

ｱｽ実施者：土を盛ったものではなく、石で作った古墳である。現地でも 1 号古墳については看板らしきものがある程度で、現地に行っても見つけにくいような古墳である。できましたら今度写真をお持ちします。

委員：特に有名人ではないんですね？いつごろのもの？

ｱｽ実施者：淡路風土記では、墓の持ち主はアマ男狭磯（オサシ）という人で、当時の天皇が現地に来られたときに、何かを海に取ってきてくださいと言われ飛び込んで亡くなったということであり、そこに墓が作られ、それが現在残っている、とのことである。かなり石自体は古い。

委員：地図を見ると公園はこの古墳を微妙に避けているが、文化財であるならば、公園の中に囲ってしまった方がよいのでは。

ｱｽ実施者：地元調整の結果、この形となった。

委員：p.40 の図を見ると計画区域にへこんでいるところがあるが、計画区域外であるこの場所が将来改変されると明石海峡大橋の方からも正面になるので景観的に大変大きな影響があると思う。ここの土地の規制はどうなっているのか。

ｱｽ実施者：ここは、急峻な谷になっている。石の寝屋古墳と小さく書いてあるところは山の尾根筋で平らになっているが、ここから今ご指摘の土地へは大きな谷になっており、土地利用としてはまずできない。開発が入るようなことはないと考ええる。

委員：p.18 に変更前後の土地利用計画図があるが、広場などの面積が縮小したのは良

いと思うが、修景緑地そのものが減っていないように思う。特に変更後の道路の下側の部分は修景緑地にしなくてはいけない理由があるのか。

アス実施者：地形的に改変しなければならない場所である。修景緑地として最終的には緑地に戻すところであり、いったん造成するが自然に返していきたい。このあたりは勾配があるため、石の寝ころがり園地を作るためにどうしても造成しなければならない。

委員：ここはその先に休憩施設が設けられるために道路があるのか。

アス実施者：副園路から展望施設に行く道路を作る。p.22 に示すように石の寝ころがり園地から今指摘のあった広い区域があるが、ここは非常に眺望がよい地点であり、ここに休憩できるような眺望地点を作った。主園路と副園路でそれを結びたい。

委員：そこまでは大きな道路がないといけないということか。副園路のような道をつければそんなに広い法面が出てくるような工事はいらぬのでは。

アス実施者：調整池からの土砂の搬出などの維持管理に車が入ることを想定しており、調整池までは管理車両（軽トラや乗用車）で行く必要があるので広い幅が必要。そこから広場のところまでは狭くてもいいかもしれないが、地形的にそんなに改変を伴わないので石の寝ころがり園地と展望広場を結ぶ若干広めの園路を設けている。

委員：p.91 で、供用時に水辺はさわらないので、水質や水生生物を調査予測評価を行う項目としないと説明があった。供用時には水辺の周りの環境はかなり変わるようだが、それでも項目としなくてよいのか。生態系は項目とするとのことだが、水辺の生物というのは生態系では大きな役割をしていると思うが、しなくてよいのか。疑問に思う。

委員：一般的に言えばそうですね。

アス実施者：工事により水辺の生物空間が変わってくるので予測評価をする必要があると思うが、それについては工事を行うことでどこまで影響があるかという予測評価をしている。供用時には、公園管理作業で農薬を使わないということで項目として削除している。

委員：農薬については、散布をやめたと言うことで理解できる。有機汚濁等が、特に完成後生じるかということ、流れてくる水は自然の水でしょうからいいのかもしれないが、一応改変はしていますよね。

アス実施者：改変については当然水生生物についても工事のところで予測評価を行っている。供用時には農薬散布をしないので水の中に有害なものが入らないということで削除している。濁水の予測については当然、工事の中でやっている。6章の中で具体的に説明する。

p.89 の表をみてもらいたいが、供用のところで×がついているのは公園管理作業についてのみであり、改変については造成工事の方に含まれているので、工事をするのことにしては水生生物の予測評価を行うということになっている。

委員：委員が言っているのは、供用後、できあがったあと徐々に元に回復していくとか、新しく変わっていくとか変化がありますよね。そういう事後監視のようなことをお考えになっているわけですね。

実施者：できあがるまでは工事の方で予測評価を行う。できあがった後の供用に伴う管理作業等については、農薬を使わないということから有機汚濁等水質関係はやる必要がないので、p.89 に示したものをまとめて p.91 の方に書かせていただいている。

委員：若干視点の相違ということがあるのではと思う。今後審査が部会で継続されるので、いずれまた審議するというにしたい。

<会長より「石の寝屋部会」の設置があり、部会委員として、朝日委員、江崎委員、遠藤委員、澤木委員、田中委員、辻委員、服部委員、渡辺委員が指名された。部会長として田中委員が指名され、以後、この案件については部会で審議されることとなった。>